

岩手県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 陸前高田地区被災市街地復興推進地域
- 2（1）種類 都市計画施設（道路）
- （2）名称 3・3・13号裏田中和野線、3・5・14号中和野西和野線
- 3（1）種類 都市計画施設（公園）
- （2）名称 2・2・1号館の沖児童公園、2・2・2号裏田児童公園、2・2・3号森の前児童公園、2・2・4号砂畑児童公園、2・2・5号曲松児童公園、2・2・6号今泉児童公園
- 4（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 5（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業